別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
北太平洋さんま漁業	一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。 二　北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間以外の期間内においては、禁止する。 三　東経百七十度の線以東の北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、毎年六月一日から七月三十一日までの期間内においては、禁止する。
（略）	（略）

別表第八の二（第三十条の二、第九十七条の二関係）

港内又は海域	転載に係る制限
北太平洋条約海域	一　北太平洋漁業委員会に登録された船舶以外の船舶に転載しないこと。 二　北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。 三　北太平洋漁業委員会が定める書面であって当該転載を行ったことを申告するもの（以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。 四　転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行った航海において帰港までの間、当該転載を行った船舶内に保持すること。 五　漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。
北太平洋条約海域以外の港の港内又は海域	一　北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。 二　北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合にあっては、転載申告書の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。 三　北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合にあっては、転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行った航海において帰港までの間、当該転載を行った船舶内に保持すること。 四　漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
北太平洋さんま漁業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。 （新設）
	（新設）
（略）	（略）

（新設）